

年 度 計 画

(令和3年度)



国立大学法人鳴門教育大学

令和3年度 国立大学法人鳴門教育大学 年度計画 目次

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するため にとるべき措置	· · · ·	p. 1
II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため にとるべき措置	· · · ·	p. 15
III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措 置	· · · ·	p. 18
IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標 を達成するためにとるべき措置	· · · ·	p. 20
V その他業務運営に関する重要目標を達成するためとにとるべき き措置	· · · ·	p. 21
VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画	· · · ·	p. 23
VII 短期借入金の限度額	· · · ·	p. 23
VIII 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画	· · · ·	p. 23
IX 剰余金の使途	· · · ·	p. 23
X その他	· · · ·	p. 23
別表	· · · ·	p. 25

令和3年度 国立大学法人鳴門教育大学 年度計画

(注) □枠の中は中期計画、□枠の下は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】「カリキュラム・ガイドブック」は、平成25年度に第一次試案を作成し、FDにおいて試行・改善しながら平成26年度に第二次試案を作成してきている。授業実践におけるガイドブックの試行を経て、平成28年度には「カリキュラム・ガイドブック」（第三次試案）を作成し、平成29年度に学生に配布し履修指導に活用する。「カリキュラム・ガイドブック」の内容と活用法は、毎年度検証し改善する。

【1-1】平成30年度に策定した検証基準に基づき、カリキュラム・ガイドブック（電子版「NICES」）の利用を推進し、履修指導の充実を図るとともに、利用環境を整備するためのシステム改善に取り組む。

【2】平成28年度に「カリキュラム・ガイドブック」を活用したFDプログラムを構築し試行するとともに、平成29年度から本格実施し、カリキュラム構成や授業の内容・方法について教職協働により検証・改善する。

【2-1】令和2年度に策定したカリキュラムマップに基づく授業科目のナンバリングを実施することで、順次性のある体系的な教育課程を実現する。

【3】修士課程において、第2期に研究開発した「教科内容構成科目」を平成28年度に教科・領域教育専攻の必履修科目として新設し（総数10科目）、既設のコア科目「教育実践フィールド研究」（全専攻の必修科目：15科目）と結び付けて実践することを通して、学校の教科・領域学習をめぐる課題解決型学修を促す。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の修士課程においては、複雑化、多様化する現代社会において教育を支援できる専門家を育成するため、学生の多様なニーズに対応する「資格取得プログラム」を新設する。

【3-1】引き続き、修士課程において、教育を支援できる専門家を育成するため、学生の多様なニーズに対応する「資格取得プログラム」を実施する。

【4】平成28年度から、教職大学院に「学校マネジメントカープログラム」、「小中一貫教育プログラム」、「生徒指導力プログラム」等を新設し実践するとともに、学生や地域の学校のニーズを踏まえてプログラムを検証・改善する。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の教職大学院においては、教科教育のPDCAに対応させた科目を学生が体系的に学修できるよう展開するとともに、そこでの学修成果を学生がリアルな学校教育の現場で総合し発揮していくことを通じて教科教育実践力を修得できる科目を展開する。また、平成29年度までに開発したプログラムを改善し、かつ地域の教育からの要望・意見等を取り入れた「小学校英語教育プログラム」、「学校教育のプログラミング教育プログラム」、「いじめ防止教育プログラム」、「マネジメントプログラム」、「若手教員実践力育成プログラム」を新設する。

【4-1】令和2年度に引き続き、大学院において、教育現場における今日的課題の解決に求められる資質・能力を向上させることを目的とした7つの認定プログラムを実施する。また、学校現場で教科教育実践力を修得することを目的とした実習等を実施する。

【5】平成29年度までに、学部生・院生による主体的な課題解決型学習（アクティブ・ラーニング）及び協同学習を80%以上の授業に取り入れるとともに、第3期末までに80%以上の授業科目においてICTを活用した授業を開設する。

【5-1】学校現場の課題に対応する教員養成のため、アクティブ・ラーニング（協同学習を含む）及びICTを活用した授業を、それぞれ80%以上の実施率とするとともに、今後も継続して実施できるよう、学校教育学部教務委員会及び大学院学校教育研究科教務委員会において周知する。

【6】平成29年度までに、小中一貫教育や生徒指導と予防教育を有機的に結び付けたいじめ防止教育等、現代的な教育課題や学生のニーズ及びキャリア形成に実践的かつ柔軟に対応した8つ以上の教育プログラムを開発し、学士課程及び大学院課程のカリキュラムや教育内容に組み入れる。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降は、平成29年度までに開発したプログラムを改善することにより、一層最新の教育課題に対応した7つ以上のプログラムを新設し、大学院課程等のカリキュラムや教育内容に組み入れる。

【6-1】引き続き、大学院において、教育現場における今日的課題の解決に求められる資質・能力を向上させることを目的とした7つの認定プログラムを実施する。また、学士課程においては、現代的な教育課題に対応した授業科目として平成31年度に開設した「いじめ防止論」を開講する。

【7】平成28年度に、教員養成のための少人数教育や現職教員再教育等の本学の特色を踏まえた成績評価の基準と方法に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降それに基づいて「評価の観点」、「評価の方法」、「評価基準」を明示した成績評価と単位認定を行う。

【7-1】単位の実質化及び卒業・修了要件の厳格化を図るため、「成績評価の基準と方法に関するガイドライン」に基づいた単位認定及び成績評価を行う。

【8】平成28年度に、学位審査について明確な審査基準に即して修士論文の内容に関するガイドラインを策定し、平成29年度以降教育実践に直接寄与する内容の修士論文が第2期期間中毎年50%であったのに対し毎年70%以上になるようとする。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の修士課程においては、複雑化、多様化する現代社会において教育を支援できる専門家を育成する観点から、それらの養成する人材像にあつた学位論文とする。

【8-1】修士課程においては、複雑化、多様化する現代社会において教育を支援できる専門家を育成する観点から、それらの人材養成像に沿った内容の修士論文とする。

【9】学士課程において、平成28年度に、学生個々の各学年の単位取得やGPA等と「カリキュラム・ガイドブック」及び「学修キャリアノート」等を活用した「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」を構築し、平成29年度から本格実施し、その効果を毎年4年次科目「教職実践演習」での模擬授業や集団討論等を通じて検証し改善する。

【9-1】「学生による教育実践力の自己開発・評価システム」の一環として、平成30年度に策定した評価基準に基づき、4年次科目「教職実践演習」における模擬授業や集団討論等を評価する。

【10】教員養成教育の成果として、卒業者に占める教員就職率について、ミッションの再定義に基づき、第3期期間中は学士課程で80%を、修士課程で70%を、教職大学院で95%を確保する。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の教員就職率については、学士課程で80%を、教職大学院で95%を確保する。

【10-1】学士課程で80%を、教職大学院で95%の教員就職率を確保するため、教員採用試験の動向、教員の職務の実態等への理解を深め、教職志望学生の「教員」への就職意欲の高揚を図ることを目的とした「本学出身教職関係者との情報交換会」を開催する。また、本情報交換会の第3期期間中の参加学生のアンケート結果を活用・検証し、第4期に向けた就職支援事業につなげる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【11】教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行う。大学院改組設置準備室を設置し、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組に係る設置準備を行い、平成31年度に改組を行う。

【11-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【12】修士課程と教職大学院の互いの特色を活かした教員養成機能の強化という観点から、平成29年度までに、大学院の特色ある教育プログラムの実践に当たり両課程の教員が協働で授業を担当する仕組みを作る。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の教職大学院においては、学士課程との協働を強化し、6年間を見据えた一貫性のある教育内容の充実に取り組む。

【12-1】令和2年度に再検討した到達目標に基づき、学士課程との6年間を見据えた一貫性のある教職大学院生の教育を引き続き実施する。

【13】四国地区5国立大学が連携して、各大学の特色や得意とする教育分野及び人材を、インターネットを用いたe-Learningで共有・補完し、教養科目（共通科目）及び専門科目を中心に50科目以上を共同開講し、教育内容の充実に取り組む。

【13-1】『四国におけるe-Knowledgeを基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施事業』において、5大学全体で50科目以上の共同開設を目指す中で、本学は令和2年度に引き続き6科目の授業科目を提供するとともに、障害を有する学生への支援を拡充するなど、四国広域の教育の充実に貢献する。

【14】平成28年度に、教育・研究評価室において、「教員養成カリキュラム及び教育プログラムの評価」、「教職協働を実現するための学内組織の評価」、「PDCAサイクルによる実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。

【14-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【15】平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「教員養成カリキュラム及び教育プログラム」、「教職協働を実現するための学内組織」、「PDCAサイクルによる実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の教学マネジメント体制に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。

【15-1】令和元年度から再構築した内部質保証の体制について、「業績成果の重視」及び「評価負担の軽減」の観点から、所要の見直しを行うとともに、教員自らが組織に貢献するという意識を持って取り組める仕組みに改善する。

【16】平成28年度以降毎年、教育委員会等の学外関係者の参画を得て教員養成等推進会議を年間2回以上開催し、地域の教育課題解決型の教育プログラムの計画・実施・効果について評価を受け、プログラムの改善を行うとともに、地域のニーズを踏まえた新たなプログラムの構築に活かす。

【16-1】引き続き、教職大学院において、学校教育業界や地域の有識者のニーズを的確に踏まえた教育課程の編成・実施を一層推進するため、教育課程連携協議会を開催する。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【17】第3期期間中、学部では全員に1年次から3年次までの合宿研修を実施するとともに、学部・大学院を通じて毎年150コマ以上の就職支援ガイダンスを開催し、学生・院生の80%以上の参加率を確保する。

【17-1】コロナ禍の状況に鑑み、学生全員（1～3年次）に合宿研修若しくは代替研修を実施するとともに、正課外で150コマ以上の学生のニーズを踏まえた教員就職支援行事を実施し、参加率80%を確保する。

【18】最新の教員採用試験情報を収集・吟味して、平成28年度に「就職支援ニュースレターレターニュース」の学生・院生への電子配信を開始する。

【18-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【19】第3期期間中毎年度、授業料免除について、「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行う。

【19-1】学内の授業料免除選考基準を満たした者全員に対して基準相当の免除を行うとともに、鳴門教育大学基金を活用して経済的困窮者を対象とした「SEO奨学基金」制度を実施する。

【20】平成29年度までに外国に留学する学生や学修意欲が高く特に成績優秀な学生に対する奨学金制度を創設するとともに、支援対象者の評価基準を策定し、平成30年度を目途に実施する。

【20-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【21】平成30年度を目指し、本学同窓会の構成員のうち教職等の職務に熟達した者がメンターとなり、新人・後輩に助言・支援する「鳴門教育大学地域同窓会メンター制度」を、5府県以上を対象に創設する。

【21-1】メンター制の利用度を高めるため、相談窓口を明確にした利用案内を同窓会ホームページより広く発信する。

【22】平成28年度には、前年度に整備したラーニング・コモンズ設備の利用について検証を行う。平成29年度では、附属図書館運営委員会において、さらに教員養成大学にふさわしいラーニング・コモンズ設備の充実について計画を策定し、当該設備の利用説明の実施や教員と連携した課題解決型学習支援の実施など、計画に基づく利用促進策を講じることにより、毎年学生等の利用日数が開室日数の70%を超える利用率を達成する。

【22-1】コロナ禍の状況に鑑み、感染拡大防止に十分に配慮したラーニング・コモンズ利用環境を引き続き維持しつつ、学生等の利用日数が開室日の70%を超える利用率を達成する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【23】四国地区5国立大学が連携して志願者の多様な活動歴等の情報をオンラインで収集するシステムを平成29年度までに開発・充実させ、志願者の資質や能力を多面的・総合的に評価する入学者選抜に活用する。さらに、高大接続改革をより一層推し進めるために、この内容を踏まえ、アドミッション・ポリシーの検証・改善を行い、平成30年度に新たな入学者選抜方法を定める。

【23-1】（令和元年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【24】平成29年度以降、本学の特色や新しい入学者選抜方法等について、オープンキャンパス、高等学校等の訪問による説明会や他大学等と合同説明会及びウェブページ等を通じて積極的に広報し、周知を徹底する。

【24-1】多方面・多数の参加者への積極的な入試広報を行うため、『四国地区国立大学連合アドミッションセンターによるAO入試等の実施事業』の一環として、四国地区5大学合同により関西圏都市部において、高校教員対象入試説明会及び受験者対象入試説明会を開催する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【25】生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、各地の教育委員会等の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウムや教員研修会等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

【25-1】4教育大学（鳴門教育大学・宮城教育大学・上越教育大学・福岡教育大学）連携による「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を引き続き推進させ、その成果を基にして作成したいじめ防止研修コンテンツを活用した研修会やシンポジウム等を実施する。

【26】平成27年度までに教科内容学を反映させた10教科の小学校教科専門教科書を作成した。この成果を踏まえ、平成28年度に教科内容学に係る研究組織を構築し、教科書を活用した授業を学士課程カリキュラムの中で試行的に実践し、その内容の妥当性を検証するとともに、平成30年度までに小学校教科専門科目の指導プランを開発する。また、中等教員養成に係る教科専門科目の内容構成に関する研究を推進し、その成果を平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降の教職大学院における授業に取り入れる。

【26-1】（令和元年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【27】平成33年度までに、「読み書き」を含む4技能を中学校に繋ぐ小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラムを開発し、附属学校、公立学校での授業実践と評価テスト等を実施することにより妥当性を検証するとともに、教員研修等に組み込んでプログラムを普及させる。

【27-1】小学校英語の教科化に先駆けて開発を行ってきた「小学校3年生から中学校3年生までの一貫した英語教育プログラム」を総括するとともに、その成果を教師教育の場において活用する。特に小学校については評価の手引やティームティーチング支援動画等を継続開発し活用する。また、附属中学校での「読み書き」指導に関する3年間の取組をまとめて公表する。

【28】連合大学院学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格の認定を、教員の昇任人事や研究費の業績主義的傾斜配分の評価指標のひとつにし、第2期期間中の52%（平成24年度～27年度平均）であった当該資格を保持した教員の割合を第3期には65%以上（期間中平均）とする。

【28-1】本学教員の実践的教育研究能力の更なる高度化を促進するため、マル合（連合大学院学校教育学研究科博士課程担当の研究指導教員資格）資格取得者の増加に取り組み、当該資格及び研究指導補助教員資格を保持した教員の割合を65%以上とする。

【29】平成28年度以降毎年、附属図書館から紀要編集委員会等に対して機関リポジトリへの登録を促すとともに、全教員を対象とした「機関リポジトリ登録に関する説明会」を開催することにより、機関リポジトリの公開総数を649件（平成27年3月末現在）から、第3期末には1,000件以上とする。

【29-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

（2）研究の実施体制に関する目標を達成するための措置

【30】平成29年度までに大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築する。そして、平成30年度に共同研究の主題と研究方法を明確に定め、以後研究を具体的に遂行する。第3期末までに成果発表のための大学・附属学校園・教育委員会合同研究大会を開催する。

【30-1】大学・附属学校園・教育委員会による共同研究体制を構築し、実施してきた「キャリア教育」、「学力向上」、「ICT教育」に関する共同研究の成果を、合同研究大会を開催して地域や全国に発信する。

【31】第3期末までに、大学・附属学校園・教育委員会の共同研究体制から生まれる実践的教育研究の成果を活かした授業科目や教育プログラムを、学士課程・大学院課程のカリキュラムにそれぞれ1つ以上組み入れる。

【31-1】専門学位課程において、大学・附属学校園・教育委員会の共同研究体制から生まれる実践的教育研究の成果等を活用した「学校教育のプログラミング教育認定プログラム」を令和3年度においても開設し、それぞれの授業科目でICT環境を利用した指導法やプログラミング教育について取り上げ、実践力のある人材を養成する。

【32】技術移転に関わる四国地区5国立大学共同実施体制の構築により、これまで単独の大学では実施が困難であったより高度な知的財産の評価・実証活動（Proof Of Concept等）を共同して実施することにより、各大学が保有する知的財産の経済価値を高め、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動を実施する。

【32-1】四国地区5国立大学連携の『四国産学官連携イノベーション共同推進事業の実施』事業において、技術移転の経済的規模を拡大するためのマーケティング活動の充実やスタートアップ企業の創出支援等の諸活動に参画する。

【33】平成28年度に、教育・研究評価室において、「研究活動の状況の評価」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質の評価」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制の評価」についての明確な観点と方法を策定する。

【33-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【34】平成29年度以降毎年、教育・研究評価室が策定した評価観点と評価方法に基づいて、教育・研究評価委員会により「研究活動の状況」、「ステークホルダーのニーズを踏まえた研究の質」、「連携・協働を観点にした研究の実施体制」の評価を実施するとともに、教育・研究外部評価委員会において本学の研究に係る評価システムの評価を行い、提言に基づいて改善を行う。

【34-1】令和元年度から再構築した内部質保証の体制について、「業績成果の重視」及び「評価負担の軽減」の観点から、所要の見直しを行うとともに、教員自らが組織に貢献するという意識を持って取り組める仕組みに改善する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【35】鳴門教育大学と徳島県教育委員会による連携協力事業を毎年度計画的に実施するとともに、その他教育委員会や学校と連携して行う実践的研究を、毎年15件以上実施する。

【35-1】鳴門教育大学・徳島県教育委員会連携協議会の下、徳島県教育委員会が平成29年度に策定した「とくしま教員育成指標」を活用して、従来型の「主幹教諭・指導教諭研修」及び新設された主幹教諭の登用形態に対応した「（新）主幹教諭研修」を教育委員会と共同実施するとともに、「学校リーダー研修（新任教頭等）」について連携協力して実施する。

【35-2】教育委員会や学校と本学教員の共同研究に組織的な助成金を採択する「地域連携研究推進事業制度」の活用を含め、教育委員会や学校と連携した実践的共同研究を15件以上実施する。

【36】平成27年度に徳島県教育委員会との連携により徳島県美馬市と阿南市に設置したサテライト会場を、平成28年度から本格的に活用して、地理的な条件により学びにくい環境にある教員の各種研修を支援する。

【36-1】県西部と県南部に設置したサテライト会場（「つながルーム美馬」「つながルーム阿南」）や、WEB会議システムを活用して現職教員への遠隔研修を提供する。

【37】生徒指導及び予防教育に関する実践的研究について、平成27年度に、鳴門教育大学が取りまとめ機関として、上越教育大学・宮城教育大学・福岡教育大学と連携し設立した「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を、国立教育政策研究所、生徒指導関係学会、徳島県教育委員会など各地の教育委員会の協力を得ながら推進し、その成果をシンポジウム等を通じて徳島県をはじめ全国に発信し普及させる。また、これらの研究成果を踏まえて、平成31年度を目途に、いじめ予防教育やいじめ発生時の指導に関する教員研修プログラムを策定し、広く全国の教育委員会や学校現場等に提供する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【37-1】4教育大学（鳴門教育大学・宮城教育大学・上越教育大学・福岡教育大学）の協働参加型事業である「いじめ防止支援プロジェクト（BPプロジェクト）」を引き続き推進させ、4大学による共同研究と成果の共有を進めるとともに、いじめ防止に係る教育委員会や学校現場の研修会に対して、BPプロジェクトで作成した諸資料の提供や講師派遣を行う。

【79】徳島県内の国私を越えた大学間（徳島大学、鳴門教育大学、四国大学）及び教育委員会の教員養成・研修の拠点となり、教員養成・研修のための教育内容のアーカイブの構築、単位互換、及び徳島県内全域の現職教員のための遠隔研修を行う。（戦略性が高く意欲的な計画）

【79-1】教職教育に関して、徳島大学とは相互の大学教員が嘱託講師として学部の教員養成高度化を補完し合う連携を推進する。また、四国大学とは公認心理師養成に係る学部と修士課程を接続し合う連携を推進する。

【79-2】（令和元年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【80】四国の国立大学（徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学）による教員養成・研修について連携の取りまとめ機関となり、複数の大学等の人的・物的リソースを相互補完的に共有することで、四国の地域性や広域性を活かした多様な教師教育を第4期から展開できるような連携体制を構築する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【80-1】四国全体の教員養成の高度化・効率化のために、四国の国立大学が連携して、教職大学院における共同授業や院生交流を実施する。

【80-2】令和2年度に設立した「一般社団法人四国地域大学ネットワーク機構」（社員：四国5国立大学法人）の下、更なる教員養成の高度化を目指し、連携教職課程等の教学上の特例活用が可能となる「大学等連携推進法人（仮称）」の認定を受ける。

【81】地域のニーズに対応して学校教育の活性化と教員の資質能力向上を推進する地域拠点となるため、独立行政法人教職員支援機構（NITS）の地方センターを鳴門教育大学に設置し、本学の強みを活かした学び続ける教員に寄与するための研修を企画・実施する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【81-1】NITS 四国地域教職アライアンス鳴門教育大学センターを活用して、徳島県教育委員会が構想する「School Leader Management Project」（将来の管理職の育成研修）の研修プログラムを、引き続き徳島県と共同的に開発・実施する。

4 その他の目標を達成するための措置

（1）グローバル化に関する目標を達成するための措置

【38】平成29年度を目指し北京師範大学との共催で第7回日中教師教育学術研究集会を開催し、その成果を学術研究集会論文集（プロシーディング）として公表する。また、北京師範大学との共同研究のノウハウを活かし、第3期期間中に新たな協定締結大学等との教員養成・教師教育に関する共同研究体制を構築する。

【38-1】海外協定締結大学である北京師範大学と鳴門教育大学、上越教育大学及び兵庫教育大学が連携して北京において、令和3年度に開催する第9回日中教師教育学術研究集会について、コロナ禍に配慮しつつ開催に向けて調整し、実現可能な状況となれば実施する。また、コロナ禍に配慮しつつ、海外協定締結大学等との共同研究を継続する。

【39】平成28年度以降、第1期・第2期期間中の本学の海外受託事業に係る11年間の経験と蓄積を整理活用するためアーカイブ化し、本学の国際教育貢献に関する実績をJICA等との交渉や情報提供に役立て、受託研修について、毎年3件以上の受入数を確保する。また、受託事業に関連した教職員の海外派遣については毎年5件以上を確保する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【39-1】令和2年度の実績を活かし、コロナ禍で海外への往来が困難な状況下において、オンライン形式を用いて受託研修3件以上の受入数及び当該国の教職員の前後調査を5件確保する。また、令和2年度構築したアーカイブを活用し、JICAとの新たな事業に着手する。

【40】平成28年度に、学部及び大学院の学生が外国人受託研修及びフォローアップ等、これに関連する事業に研修補助として積極的に参加できるよう体制を整備するとともに、第3期期間中、学生を国際協力ボランティアとして受託研修に一層受け入れること、国際協力を実施してきた途上国への短期派遣サポートに起用することなどを通して、「グローバル教員養成プログラム」につなげていく。（戦略性が高く意欲的な計画）

【40-1】平成28年度に整備した、学部及び大学院の学生が外国人受託研修及びフォローアップ等、これに関連する事業に研修補助として積極的に参加できる体制のもと、グローバル教員養成の一環のため、学生が外国人留学生との交流活動やチューターとして、コロナ禍において実施可能な国際協力ボランティアに取り組むとともに、受託研修にもサポートとして関与する。

【41】地域の国際化への貢献について、平成28年度以降、外国人受託研修生と徳島県はじめとした四国各県を中心とした教育行政機関及び学校との連携、学生の地域教育貢献への参画及び地域住民（訪問した学校の保護者を含む）の異文化理解とコミュニケーションの機会となる国際交流会を毎年3回以上実施するとともに、国際教育活動の成果の発信と議論の場として「国際オープンフォーラム」を第3期期間中3回以上開催する。（戦略性が高く意欲的な計画）

【41-1】地域の異文化理解とコミュニケーションの機会を作るため、教育行政機関及び学校との連携のもとに、地域の学校現場等において児童生徒、保護者、地域住民及び外国人受託研修生等との国際交流会を3回実施する。また、令和2年度はコロナ禍で翌年度に実施延期となった、第3期中3回目となる「国際オープンフォーラム」の実現に向けた手法を模索し、実施する。

【42】第1期・第2期中期目標期間中に本学で推進してきたコンケン大学（タイ）やアデレード大学（オーストラリア）での学生の海外研修プログラムの成果と課題を整理し、平成28年度までに、これまでの諸プログラムを統合するとともに、本学との協定締結大学である北京師範大学（中国）や光州教育大学校（韓国）等へ研修先を広げながら、学生の海外研修の目標・内容・事前事後指導等に係る「グローバル教員養成プログラム」を策定する。このプログラムに基づいて、平成29年度以降年間10名以上の学生を対象に海外の学校での短期教育実習を実施する。

【42-1】「グローバル教員養成プログラム」の一環として、コロナ禍で海外渡航が困難な中、国際理解教育の場を提供するため、本学留学生との交流や海外協定締結大学等とのオンライン形式を用いた交流等を積極的に策定し、10名以上の学生を参加させるとともに、協定締結大学からの交流学生受入れを実施する。

(2) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

【43】保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成29年度までに附属中学校のクラス規模に関するプランを策定する。そのプランを平成30年度に実行し1クラスの人数を変更する。

【43-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【44】保護者や教職員等のニーズ調査や地域社会の動向を踏まえながら、平成31年度までに入学選考方法を検討し、実施する。

【44-1】（令和元年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【45】教育実習参加の適格判定を厳格に行うため、学部教務委員会において、平成28年度に教育実習への参加要件に関する評価基準、学生が使用する評価ルーブリック、教育実習参加自己検定問題を開発し、平成29年度の教育実習生から運用する。

【45-1】教育実習総合支援センターにおいて、教育実習参加の適格判定を厳格に行うため、教育実習参加診査システム（N-CBT（New Computer Based Testing））による診査を実施する。

【46】教職大学院の学部卒学生の実習について、平成28年度から、学部学生の副免実習が行われる10月～11月に時期を合わせ5週間集中的に、附属学校での学級経営・教科指導等を含むより実践的な実習を実施する。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降は、教職大学院の学部卒学生の大幅な増加に対応し、附属学校における実習生の受入拡大及び教科教育実践力育成に資する新たな実習を実施する。

【46-1】教育実習総合支援センターにおいて、教職大学院の実習科目を、附属学校と調整を行い実施する。また、学校現場で教科教育実践力を修得することを目的とする実習等を実施する。

【47】「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づいて、初等・中等教育現場での指導経験を1年以上有すると認められる者には、大学と附属学校との関係性等を理解するために、附属学校園において延べ5日間程度の研修を行う。初等・中等教育現場での指導経験が1年未満である者には、不足する指導経験等について、原則2年間のうちに実質的に1年間に相当する実務経験を附属学校園において補完させる。

【47-1】大学と附属学校との関係性等を理解するため、新規採用大学教員に「大学教員の附属学校における研修プログラム」に基づき、附属学校園において延べ5日間の研修を行う。

【48】平成28年度から、教科学習につながる基礎的な思考・技能、あるいは生きる力の育成及びそれらを基盤とした英語・数学・国語・生徒指導に関する幼小中一貫型教育のための教育目標の設定、教育課程の編成、教育組織・体制の整備に取り組み、実践する。その成果と課題を検証し、第3期期間中に他の教科・領域教育等での幼小中一貫型教育プランを開発する。

【48-1】幼小中一貫型教育について、附属学校園において実践してきた科学的思考力及び英語のプランを参考に、数学、国語、音楽及び生徒指導（特別・多様な教育的支援を含む）をカリキュラムに反映させた成果を検証し、新学習指導要領の目指す幼児・児童・生徒像に照らし合わせ、学部・修士課程・教職大学院のカリキュラム及び地域の教員を対象とした研修会等において活用する。

【49】平成30年度を目指し、幼小中一貫型教育プログラム開発の成果を反映させた授業科目を学部・大学院のカリキュラムに組み込むとともに、地域の教員を対象とする研修会を企画・実施する。

【49-1】附属学校が開発した幼小中一貫型教育プログラムの成果を反映した授業科目として、大学院において「校種間連携に視座した教材・教具の開発演習」を、学士課程においては、「教育課程論（校種間連携を含む。）」を実施する。

【49-2】中学校で新学習指導要領が全面実施されたことを受け、幼小中一貫型教育に関する本校園の取り組みを紹介するとともに、周辺校における問題点等の実態を調査し、解決策を話し合う研修会等を実施する。

【50】大学と附属特別支援学校発達支援センターの連携により、平成28年度から、教員の個別指導については、平成24年度～26年度の平均で年間5名であったものを年間15名以上を対象に実施する。教員を対象とした研修会は、同期間平均で年間3回・延べ55名であったものを年間3回・延べ100名以上を対象に実施する。障害を有する幼児児童生徒が在籍する学校園への訪問支援・来校支援は、同期間平均で年間120回程度であったものを年間150回以上実施する。取組に関する訪問調査やアンケート調査は毎年実施し、その分析・評価を通じて取組内容を改善する。

【50-1】附属特別支援学校において、徳島市等の自治体と連携の下、地域の保育所・学校園等を訪問し、教育的支援が必要な幼児児童生徒に係る担当教員等延べ15名以上に、個別指導・助言を行う。

【50-2】附属特別支援学校において、県内全ての学校教員等（特別支援学級担任だけでなく通常学級担任も含む）を対象に、幼児児童生徒理解や継続的な就学指導、早期支援等の観点も含む特別支援教育に関する力量向上のための研修会を3回以上（出席者延べ100名以上）実施する。

【50-3】附属特別支援学校において、障害を有する幼児児童生徒が在籍する保育所・学校園に対して、訪問・来校・メール等による指導・助言・相談・教材等貸出等を延べ150回以上実施する。また、支援を行った全ての学校等を対象にアンケート調査を実施し、効果の検証及び取組内容の改善を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【51】平成28年度から、企画戦略室に機関調査機能（IR機能）を集約した「タスクフォース」を設置し、大学経営や教学マネジメントを支える情報提供を計画的に行い、大学の戦略的施策の企画立案に活用する。

【51-1】「学部教員養成カリキュラム検討タスクフォース」において、GIGAスクール構想の実現に向けて、教員養成段階におけるICT活用能力の育成を戦略的・効率的に推進する。

【52】平成28年度に監査の充実を図るため、教員養成系大学を主たる対象とした教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制の状況調査を行い、監査項目・内容、観点基準等を作成し、平成29年度からは、それらに基づき監査を実施する。また、監事は役員等との意見交換の場を年間5回以上設け、ガバナンスやコンプライアンスを強化する。

【52-1】監事監査機能の強化を図るため、教育研究、社会貢献及び大学のガバナンス体制についての監査を実施し、大学の業務執行が効果的かつ適切に実施されているか確認する。

【52-2】執行部の職務が適切に遂行されているか、大学組織としての業務遂行が迅速かつ適切に行われているかを確認するため、各回毎にテーマを設けた監事と役員等との意見交換会を5回実施するとともに、学内の重要な会議への出席、重要な文書の閲覧等を行い、意見交換等をすることにより、大学のガバナンスやコンプライアンスを強化する。

【53】第2期（平成27年4月1日現在）では、役員は全員男性であり、管理職に占める女性の割合は7.1%，教員に占める女性の割合は23.1%であった。第3期においては、女性を積極的に登用して、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上に向上させるとともに、教員に占める女性の割合については20%以上を引き続き確保する。

【53-1】大学運営に女性を積極的に登用し、役員に占める女性の割合を10%以上、管理職に占める女性の割合を10%以上、教員に占める女性の割合20%以上を維持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【54】教職大学院の更なる重点化を図るため、「チーム学校」に係る学校マネジメント、小中一貫教育、生徒指導等に関するプログラムを新設し教育機能を強化するとともに、修士課程の教員養成機能のより一層の高度化を図るため、教科・領域教育における教科内容学研究を推進し、その成果を踏まえた実践型カリキュラムの質的転換を行う。大学院改組設置準備室を設置し、大学院学校教育研究科の学生定員の適正化を実現する大学院の改組に係る設置準備を行い、平成31年度に改組を行う。

【54-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【55】平成28年度から、教職大学院に教員免許を持っていない学卒の社会人や中学校教員免許を持っている学卒生等を対象にした「小学校教員養成長期プログラム」を新設（平成31年度以降は「学校教員養成プログラム」を適用）する。

【55-1】引き続き、教職大学院において、教員免許を持っていない学卒の社会人を対象とした「学校教員養成プログラム」を実施する。

【56】実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験をもつ大学教員を40%にする。

【56-1】実践的指導力の強化を図るため、新規に教員を採用する場合は、原則として学校現場での指導経験を持つ教員を採用することとし、教職大学院において学校現場で指導経験を持つ大学教員の割合を40%にする。

【57】平成28年度以降、「教職キャリア支援センター」、「長期履修学生支援センター」及び「教職大学院コラボレーションオフィス」各々のセンターが協働する連携体制を構築し、その体制の下で支援員の相互交流を行う。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降は、連携協力校（実習校）の増加に伴う実習の多様化への対応や、教育委員会及び連携協力校（実習校）との窓口の一元化のための体制を整備する。

【57-1】教育実習総合支援センターにおいて、学内関係部署と連携しながら、教育委員会及び連携協力校（実習校）と調整を行い、教育実習及び大学院実習科目を実施する。また、附属学校園及び連携協力校から実習後、意見を聴取する機会を設け、各実習科目及び実習生への指導の改善を図る。

【58】平成28年度から教職大学院に長期在学生（3年制）を受け入れることに伴い、教育支援体制を拡充するため、「長期履修学生支援センター」において、長期在学学生の免許取得支援や教育実習の事前・事後指導等を行う。平成31年度大学院改組（教員養成機能の教職大学院への全面移行）以降は、専門職学位課程及び修士課程において受け入れる長期履修学生を、同センターが支援する。

【58-1】長期履修学生支援センターにおいて、専門職学位課程及び修士課程の長期履修学生に対して実施する支援講座や支援演習における構成の改善を図り、教員免許取得や教育実習における支援を向上させる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【59】平成28年度までに業務の棚卸しを行い、平成29年度までに組織のシステム化・集中化を実施する。また、業務の見える化・標準化については、平成28年度から整備を進め、平成30年度を目途に完成させ、その後適宜更新する。

【59-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【60】外部研究資金等を獲得するため、第2期では、各種インセンティブの付与や科学研究費等獲得に向けた研修の実施等の取組を積極的に行った結果、毎年度1億円を超える外部資金を獲得してきた。第3期では、更に戦略的に外部研究資金等を獲得するため、平成28年度までに企画戦略室において多様な財源の受入れを積極的に進めるための戦略を策定し、第3期期間中、目標として毎年度1億円の外部資金獲得を達成する。

【60-1】「自己収入獲得推進マネジメント室」において、工程表・管理表等を活用したフォローアップを行いながら、科研費等インセンティブの付与、鳴門教育大学基金に係る募金活動等により、1億円の外部資金を獲得する。

【61】各教員の研究費の財源として積極的に外部資金を導入するため、企画戦略室において科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金及び科学研究費補助金）の獲得に向けた戦略を策定し、実行する。このことにより、教員の新規応募率（新規応募者数／新規応募可能な教員数）を、第2期の約40%（平成22年度から平成26年度までの平均値）から、第3期は平成33年度までに1.5倍の60%に増加させる。

【61-1】（令和2年度に、科学研究費助成事業の新規応募率を60%に増加させる中期計画が達成済のため、令和3年度は年度計画なし）

【62】寄附金収入（研究資金を除く。）については、第2期には年間数十万円程度であったところ、平成27年度には教育現場への支援事業や地域の子どもたちを育成する事業を進めるとともに学生への修学支援や奨学金支給など教育研究環境の整備をするための「鳴門教育大学基金」を創設した。第3期には、この基金を本格的に活用するとともに、これらの事業への賛同・協力を広く求め、この基金への寄附金を第3期期間中に1,000万円を目標として募る。

【62-1】（平成30年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【63】第2期には、定員管理計画を定め、職員の計画的削減や大学教員の原則後任不補充等により、人件費の削減を行った。第3期には、学長のリーダーシップの下本学の特色・強みを生かした改組案を踏まえた人件費管理戦略を策定し、計画的に実施する。

【63-1】「令和3年度教員定員計画」に基づき教員配置を行い、第3期中の戦略的かつ計画的な人件費管理を行う。

【64】第2期は、効率的な契約方法に積極的に取り組み、15件の複数年契約及び2件の大
学間連携による共同購入を実施した。第3期には、これらを更に積極的に取り組み、
第2期を上回る件数を実施する。

【64-1】（令和元年度までに達成済の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【65】職員宿舎（120戸）の入居率の向上を目的に第2期に引き続きアンケート調査の実
施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の賃貸住宅状況を勘案し、平
成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃止等の資産整理も視野
に入れた計画を策定し実施する。

【65-1】職員宿舎（120戸）について、入居率の維持・向上につながる対応策を検討するた
め入居者アンケート調査を実施し、配分予算内での優先順位を付けた計画修繕を行
う。また、収支バランス・入居率の動向の把握、施設の活用方法等を検討し、次
期中期へ向けた計画の策定を行い総務委員会での審議を経て実施する。

【66】非常勤講師宿泊施設（「高島会館」8室）の利用率の向上を目的に第2期に引き続
きアンケート調査の実施と平行して、収支バランス、コストバランスや周辺の宿泊
施設状況を勘案し、平成33年度までに他用途への転用、民間活力の利用及び一部廃
止等の資産整理も視野に入れた計画を策定し実施する。

【66-1】非常勤講師宿泊施設（「高島会館」8室）について、コロナ禍のなか学生宿舎に入
居する学生の健康観察期間待機場所に使用する。コロナ禍収束が不透明な中、他用
途での活用等を考慮した計画を策定し、総務委員会での審議を経て実施する。

【67】毎年度、資金繰計画を策定し本学独自の運用を行うとともに、大学間連携による共
同運用にも積極的に参画する。

【67-1】資金繰計画に基づき、本学独自の資金運用を行うほか、四国地区国立大学法人資金
共同運用にも参画する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためのべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【68】平成28年度に、教育・研究に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価を実施する。

【68-1】（平成30年度までに達成済及び自己点検・評価体制の改編の中期計画のため、令和3年度は年度計画なし）

【69】平成28年度に、各教員・組織等に関する自己点検・評価について、地域の活性化に貢献する教育・研究や教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究の創出を重点的な評価観点として、具体的な評価のための新たな指標と基準を策定し、平成29年度以降その評価指標と評価基準に基づく自己点検・評価の結果を教育研究費の業績主義的傾斜配分に反映させる。

【69-1】「地域の活性化に貢献する教育・研究」や「教員養成・教師教育の全国モデルとなる教育・研究」を評価観点とした教育研究費の業績主義的傾斜配分を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【70】企画戦略室において、学生や外部有識者の意見を取り入れながら、ステークホルダーに応じた広報媒体を活用し、効果的なタイミングで積極的な情報発信を行える広報手法を開発する。

【70-1】令和2年度までに、実施してきた従来の広報活動に加え、さらなる目標の達成のために、新しい生活様式に則した広報活動を展開し、特にインターネットを活用した広報活動の充実に取り組む。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【71】教職大学院の重点化、修士課程の機能強化に向けた大規模改修計画を立案するに当たり、安全安心な教育研究環境、全学共用スペース面積20%確保、グローバル化、機能強化等の検討を行いつつ、平成28年度は再開発に向けた様々な要望を取りまとめ、平成29年度から計画を策定し、国の財政措置の状況を踏まえつつ順次実施する。

【71-1】学習環境に柔軟に対応し大学資産を最大限活用できるよう、大規模改修のためのゾーニングを行う。また教育研究環境構築及び令和2年度に計画（面積 20%）達成済みの全学共有スペースの機能改善を目的とした改修工事を一部先行実施する。

【72】防災設備、インフラ設備等の計画的な改修更新を行い機能維持に努める。また、修繕計画による修繕工事を実施し、省エネ効果の高い機器への更新によるランニングコストの削減と安全安心な建物維持及び建物の長寿命化対策を行う。

【72-1】安全安心な建物維持及び建物の長寿命化のため、長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、高島団地の給水設備更新工事、附中・附小・附特の体育館の改修工事を行う。またランニングコスト削減のため、高島団地の外灯照明器具を省エネ効果が高い機器へ更新する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【73】南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、「防災対策基本方針」に基づき教職員及び学生はもとより関係自治体と協力し毎年度防災訓練を行い、反省点を踏まえより実効性のある防災対策基本方針への見直しを行い、更なる参加者の増加を目指す。また、関西広域連合の一員である徳島県と協力し、原子力災害に係る広域避難者の受入体制を整える。

【73-1】南海トラフ地震等の大規模自然災害に備え、「大規模災害における業務継続計画(BCP)」を踏まえて防災基本計画を見直し、学生、及び関係自治体と連携した防災訓練を実施する。

【74】本学における帰宅困難者に対する防災関連物資及び資機材の備蓄・整備について、備蓄計画に基づき平成28年度に100%を達成し、期間内は備蓄計画の見直しや備蓄及び品質維持を行う。

【74-1】本学における帰宅困難者に対応するため、防災備蓄品（水・食料等）の備蓄率100%（教職員及び学生数1,350人×3日分）を引き続き維持するとともに、防災訓練の一環として参加者に配布する。

【75】社会で起きている事件・事故等の状況を踏まえ、既に整備されている規則及び各種対策マニュアル等を再評価し、現状に適合するよう改善するとともに、職員及び学生を対象にした講習会の開催やクイックマニュアルの配布などを通じて情報発信を行う。

【75-1】各種マニュアル等について、職員及び学生に向け、研修会やwebを利用した情報発信により周知徹底を図るとともに、リスク要因ごとに現状に基づいた見直しを継続的に行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【76】平成28年度以降、毎年、研究者倫理に関する規範意識を徹底していくための研修を新たにe-Learning等を活用して対象者の受講状況を確認しつつ受講率100%を達成するとともに、研究費の使用に関する不正防止対策の理解や意識を高めるための研修を毎年度複数回開講する。また、研究費の運営・管理に関わる者に対し、法令遵守や研究費に関する誓約書の徴取を継続的に実施する。

【76-1】研究活動における不正行為防止を徹底するため、e-Learning研修受講率100%を達成するとともに、研究費の不正使用防止に関する研修を2回開催する。

【76-2】研究費の不正使用防止を徹底するため、研究者及び新規取引業者に対して法令順守や研究費に関する誓約書を徴取する。

【77】毎年、情報セキュリティに関する啓発のため、職員及び学生を対象にした研修・説明会を実施するとともに、定期的に情報セキュリティ対策について注意を喚起する文書を通知する。

【77-1】情報セキュリティ環境を維持し、情報インシデント（事業運営や情報セキュリティを脅かす事象）の未然防止並びに情報インシデント発生時の被害最小化及び被害拡大防止のため、情報セキュリティに関する研修・説明会・注意喚起文書通知について、教職員のみならず学生まで対象として実施を徹底する。

4 環境マネジメントに関する目標を達成するための措置

【78】環境マインドを持った人材育成を行うために、「エコアクション21」等環境マネジメントシステムを継続し、エコカードの作成・配布、環境活動レポートの作成・公表、講演会の開催、環境目標・環境活動計画の達成等を行いつつ、環境負荷の逓減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築する。

【78-1】第3期後半（2019～2021年度）の環境目標・環境活動計画に基づき、環境マインドを持った人材の育成と環境負荷の逓減に配慮した持続可能な大学キャンパスを構築するために、環境省が定めた第三者認証・登録制度「エコアクション21」に引き続き取り組む。また第4期前半の環境目標を設定する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

830,611 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

該当なし

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
・ (高島) ライフライン再生Ⅱ(給排水設備)	総額	施設整備費補助金 (314)
・ (南前川(附小))屋内運動場改修	395	大学改革支援・学位授与機構
・ (中吉野(附中))屋内運動場改修		施設費交付金 (20)
・ (上吉野(附特))屋内運動場改修		目的積立金 (61)
・ (中吉野)校舎便所改修		
・ (高島)地域連携センター便所改修		
・ (高島)附属図書館便所改修		

2 人事に関する計画

【53-1】大学運営に女性を積極的に登用し、役員に占める女性の割合を 10%以上、管理職に占める女性の割合を 10%以上、教員に占める女性の割合 20%以上を維持する。

【56-1】実践的指導力の強化を図るため、新規に教員を採用する場合は、原則として学校現場での指導経験を持つ教員を採用することとし、教職大学院において学校現場で指導経験を持つ大学教員の割合を 40%にする。

【63-1】「令和 3 年度教員定員計画」に基づき教員配置を行い、第 3 期中の戦略的かつ計画的な人件費管理を行う。

(参考 1) 令和 3 年度の常勤職員数 272 人

また、任期付き職員数の見込みを 46 人とする。

(参考 2) 令和 3 年度の人件費総額見込み 2,879 百万円

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

学校教育学部		収容定員	うち教員養成に 係る分野
	学校教育教員養成課程	400人	400人
学校教育研究科		修士 課程	専門職学位 課程
	人間教育専攻	240人	—
附属学校園	高度学校教育実践専攻	—	360人
		収容定員	学級数
附属幼稚園	附属幼稚園	130人	5
	附属小学校	612人	18
	附属中学校	408人	12
	附属特別支援学校	60人	9

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

令和3年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	3,653
施設整備費補助金	314
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	117
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	20
自己収入	630
授業料及入学金検定料収入	575
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	55
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	123
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	318
出資金	0
計	5,175
支出	
業務費	4,621
教育研究経費	4,621
診療経費	0
施設整備費	334
船舶建造費	0
補助金等	97
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	123
貸付金	0
長期借入金償還金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	5,175

[人件費の見積り]

期間中総額 2,879 百万円を支出する(退職手当は除く)。

注) 「運営費交付金」のうち、令和3年度当初予算額 3,583 百万円、令和2年度よりの繰越額 70 百万円

注) 「施設整備費補助金」のうち、令和2年度よりの繰越額 314 百万円

注) 「補助金等収入」のうち、令和3年度当初予算額 20 百万円、令和2年度よりの繰越額 97 百万円

注) 「補助金等収入」には、授業料等減免費交付金 20 百万円(見込額)が含まれております、本補助金は授業料等免除に使用

2. 収支計画

令和3年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	4,766
経常費用	4,766
業務費	4,394
教育研究経費	977
診療経費	0
受託研究費等	109
役員人件費	71
教員人件費	2,222
職員人件費	1,015
一般管理費	247
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	123
臨時損失	0
収益の部	4,523
経常収益	4,523
運営費交付金収益	3,600
授業料収益	484
入学金収益	91
検定料収益	20
附属病院収益	0
受託研究等収益	109
補助金等収益	74
寄附金収益	13
施設費収益	13
財務収益	0
雑益	55
資産見返運営費交付金等戻入	55
資産見返補助金等戻入	3
資産見返寄附金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	△243
目的積立金取崩益	245
総利益	2

3. 資金計画

令和3年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,478
業務活動による支出	4,537
投資活動による支出	1,992
財務活動による支出	65
翌年度への繰越金	884
資金収入	7,478
業務活動による収入	4,349
運営費交付金による収入	3,583
授業料、入学金及び検定料による収入	504
附属病院収入	0
受託研究等収入	109
補助金等収入	84
寄附金収入	14
その他の収入	55
投資活動による収入	1,834
施設費による収入	334
その他の収入	1,500
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1,295